

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく

肥料関係申請書および届出書への押印が不要になります

令和3年4月1日

農業経営課

国および地方公共団体における、押印原則、書面主義および対面主義の見直しの動きを踏まえ、滋賀県知事へ提出する肥料の生産または販売に関する申請および届出（以下「届出書等」）について、押印省略を可能とするとともに、電子メールによる提出を認めることとしました。

つきましては、下記のとおり取り扱いますので、御確認のうえ、届出等をお願いします。

記

1 押印省略について

- ・届出書等への押印を不要としますが、押印をしない場合は、担当者の氏名および連絡先（電話番号）の記載を必須とします。受付後、届出内容の確認を行います。
※自署である必要はありません。
- ・押印または署名された届出書等については、従来と同様に受理します。
- ・普通肥料登録または更新にかかる収入証紙については、申請書の正本に貼り付けのうえ郵送をお願いしますが、消印はしないでください。

2 電子メールによる届出について（※普通肥料の登録および更新申請以外）

- ・電子メールに届出書のファイルを添付して送信することや、ウェブサイトからファイルをダウンロードできるようにすることによる届出を認めます。
- ・届出書のファイル形式はPDFのみとします。
- ・副本は、届出書ファイルを印刷したものに届出済印を押印し、郵送にて返却します。
- ・電子メールでの届出の場合は、印影の有無に関わらず、担当者の氏名および連絡先（電話番号）の記載を必須とします。受付後、届出内容の確認を行います。
担当者の氏名等は、電子メールの本文に記載いただいても構いません。
- ・電子メールによる届出は、以下のアドレスあてに送付願います。

農業経営課環境・獣害対策係：kankyojugai@pref.shiga.lg.jp

3 取扱開始日

令和3年4月1日